

令和3年 八潮市農業委員会9月総会 議事録

1 開催日 令和3年9月22日(水)

2 開催時間 午後2時00分から

3 会場 八潮市役所第2会議室

4 出席委員 9名

会長職務代理者 2番 小早川喜一

委員 3番 大野ヒロ子 11番 臼倉 正浩

7番 福岡 達則 13番 鈴木 隆

9番 飯山 敏行 14番 田中 幸夫

10番 新井 孝美 15番 松田 淳一

5 欠席委員 6名

委員 1番 大塚 一宏 6番 齋藤 富子

4番 渋谷 稔 8番 小倉 雅樹

5番 荻野 恭子 12番 鈴木 新一

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件

議案第18号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件(依頼)

7 協議事項

生産緑地地区の都市計画の変更(案)について

八潮市振興計画審議会委員の推薦について

8 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出取消の件

9 その他

10 農業委員会事務局職員

局長 恩田 秋弘

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、ただいまより八潮市農業委員会9月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員数は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となりますが、本日の総会も新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮いたしまして出席者人数を調整させていただいております。その結果、本日の出席者数は9名となっております。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことをまずご報告申し上げます。

なお、本日の総会につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、引き続き会議時間が必要以上長くならないよう配慮していきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本日は1番の大塚会長より欠席の連絡を受けております。また、5番の荻野委員も欠席の連絡を受けております。したがって、本日の議事の進行につきましては、小早川会長職務代理にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、小早川会長職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長代理挨拶

○会長代理 皆さん、こんにちは。

今局長からご案内がありましたように、大塚会長が今日ワクチン接種だそうで、大事をとって欠席ということでございますので、代わりに私のほうが議長を務めさせていただきます。

山梨県ではブドウ狩りができますが、今はシャインマスカットが盛りです。これは農研機構が2006年に育種して品種登録をした品種でございまして、今ブドウは席卷しております、シャイン一色になっております。ただ、国内だけの品種登録で、国外に向けての品種登録はしていませんので、もう6年たったらブドウの場合は誰でも作れるみたいです。ですから、今韓国辺りでも盛んに作っています。その例もあって、昨日かおとといか、石川県が14年かけて育種した「ルビーロマン」、これが韓国で登録されたというニュースがありまして、石川県では大変慌てたみたいですがけれども、実物がどういうルビーロマンかちょっと分からないのですけれども、ルビーロマンに関しましては毎年御祝儀相場で、今年は1房140万円の

値をつけたということでございます。そういうふうには知的財産をしっかりと守っていただければいいんですけども、そうでなくて、それが外国へ流れていってしましまして、イチゴしかり、そしてサクランボの「紅秀峰」もしかりでございます。その辺もしっかり頑張っていて、農業者の権利を守っていただければ大変ありがたいと思います。

大変雑駁な話でございますけれども、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○事務局長 ありがとうございます。

本日の傍聴者数につきましては出席の方がおりません。ご報告申し上げます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げていただいております。お知らせ頂ければと思います。

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| ①八潮市農業委員会 9月総会次第 | A 4横 |
| ②生産緑地の買取り申出に伴う取得あっせんについて（依頼） | （資料 - 1） |
| ③生産緑地地区の都市計画の変更(案)について（協議） | （資料 - 2） |
| ④八潮市振興計画審議会委員の推薦について（依頼） | （資料 - 3） |
| ⑤第5次八潮市総合計画概要版（資料番号なし） | |
| ⑥令和3年度八潮市農業委員会農地パトロール実施要領 | （資料 - 4） |
| ⑦パトロール報告書+担当地区地図（資料番号なし） | |
| ⑧令和4年度県農地利用最適化の推進施策に関する意見書の送付について | （資料 - 5） |
| ⑨四市町農政研究会合同研修会の開催取りやめについて | （資料 - 6） |

こちらは、四市町農政研究会の事務局であります三郷市の会長のほうから文書を8月22日に頂いております。この中に書いてありますが、毎年研修会を行っているのですが、その研修会が今年も昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の関係で中止をさせていただくという連絡をいただいているものでございます。

⑩かすかべのうりんナビ（資料番号なし）

そのほかに、茶封筒と名簿をお手元にお配りしてありますが、農業経営及び農地利用状況調査に関する調査票の未回収分の封筒となっています。こちらの資料を除いて、全部で10点あるかと思っております。資料の漏れ等はないでしょうか。

ないようですので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思います。

議事進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、本日、会長不在のため、小

早川会長職務代理に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第8のその他まで、どうぞよろしく申し上げます。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、皆さんのご協力をよろしく申し上げます。

お手元の次第に基づき進めていきたいと思えます。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらから指名してよろしいでしょうか。

———— 委員より「はい」の声あり ————

○議長 それでは、7番、福岡達則委員、11番、臼倉正浩委員にお願いいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、恩田事務局長にお願いいたします。

○事務局長 はい、分かりました。

◎議案第17号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思えます。

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件になります。

番号1、譲受人住所・氏名、八潮市〇〇〇丁目〇番地〇、株式会社〇〇〇、代表取締役〇〇〇、譲渡人住所・氏名、〇〇〇番地、〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇、地目、田、地積〇平米、同じく〇〇-〇、地目、田、地積〇平米、合計〇〇平米、権利の内容は所有権の移転（売買）となります。

次に、隣の2ページをご覧ください。

申請地の概要につきましては、申請地は市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農

地の区域で、その規模がおおむね10ha未満の第2種農地となります。

申請目的は、駐車場です。申請理由としましては、申請人は現在運送業を営んでおられまして、八潮市内に本店を置き、〇〇県〇〇市の営業所に現在6台の貨物車を駐車しております。このたび元請会社が〇〇県〇〇市の会社と取引を拡大することになり、輸送量を増強することになりましたことから、〇〇市に借地している駐車場を返却し、八潮市内に所有している自己所有地に移転することになりましたが、〇〇市の駐車場に比べ面積が不十分であることから、現在所有している駐車場に近接する今回の申請地を取得し、駐車場に転用する計画です。ちなみに〇〇のほうで使用している駐車場は〇〇平米ありまして、八潮市内に所有している土地が〇〇平米、そこに今回の申請地〇〇平米ですから、それを足しますと〇〇平米となりまして、〇〇で使っている駐車場とほぼ同等の面積となります。

資金計画・調達計画につきましては、土地購入費、造成費ほかとしてご覧の金額を自己資金で賄うということで、金融機関の残高証明書が添付されております。

周辺農地への被害防除としましては、まず、駐車場は砂利敷きで、雨水浸透式になっております。そして隣接する農地との間には土留め鋼板を設置しまして、土砂の流出を防ぐ計画となっております。隣地の農地所有者から転用計画に対する同意書も得ているところです。

次に、場所の説明をいたします。1枚めくっていただいて、3ページをご覧ください。

八潮市役所の〇側の出口を出まして〇折し、〇へ向かいます。〇〇〇にぶつかったところで〇折しまして、今度は〇に向かってずっと進んでいきますと、〇〇〇に到達しますが、その一つ手前の信号、〇〇〇とのTの字の交差点を左折します。〇〇方向に向かいまして一つ目の信号を右折して、〇〇〇を北上しまして1.6kmほど走りますと、〇〇〇と〇〇〇との交差点に当たりますが、この交差点からさらに150mほど北上しますと〇〇の交差点に当たりますが、この北側となります。地図で言うと右上の着色したところが申請地となります。点線で薄い黒で囲んだところが現在所有している所有地、右側の細長い色の濃いところが今回の申請地となります。

隣の4ページをご覧ください。この図で言いますと、東側、図面上側です。太い線で囲まれたところが今回の申請地です。こちらに貨物車2台を置く計画になっておりまして、その手前の自己所有地に貨物車5台と従業員の乗り換え用スペースとして2台、貨物車が合計で7台になって、今の〇〇の6台より1台多いのですけれども、このところで輸送増強ということで1台増設を計画しているということで7台になっております。

見てもお分かりのように、間に市道〇〇号線が入っております。ただ、公図上入っているのですけれども、現況は昔から全然道路の形態のないところでして、今回、もちろん道路を除いた土地を転用するわけですけれども、先々は市のほうから払下げを受ける計画で道路治水課と協議を進めているということです。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当代理の10番、新井孝美委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○10番（新井孝美委員） 10番、新井でございます。

9月17日に現場確認に行ってきました。今年春先まで〇〇さんのご両親のご友人が家庭菜園くらいの野菜をつくっていた状態でございます。それから〇〇さんのご両親が何も作らない状態になってしまったので自分で自己管理ということで、写真のように作付をしてきれいな状態になっておりました。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と10番、新井孝美委員より農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見がありましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

何かございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 それでは、ないようですので、挙手にて採決をしたいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 挙手全員でございます。本件は原案のとおり可決いたします。

◎議案第18号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第18号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当するため、〇番、〇〇〇委員には審議終了まで退席をお願いいたします。

——— 〇〇番 〇〇〇委員 退席 ———

○議長 それでは、議案第18号につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の6ページと資料1をご覧ください。

資料1は、担当の公園みどり課のほうから生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんについてということで依頼文書がきたものの写しになります。次第のほうを読み上げさせてい

たきます。議案第18号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件、次のとおり依頼したい。

番号1、買取り申出する生産緑地の所在、〇〇〇字〇〇〇番地、地目、畑、地積〇〇平米外〇筆で合計〇〇〇平米になります。用途地域、第一種住居地域、土地所有者住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇、買取り希望価格をご覧のようになっております。

こちらは今年7月の総会で、議案第12号で主たる従事者の証明をした生産緑地となります。その後、申請者が8月6日付で市のほうに買取り申出をされました。その後、市の各部に買取り申出があるかどうか照会をかけたのですが、どこも買取り申出がなかったことから、次のステップとして農業委員会にあっせんの依頼がきたものとなります。ということですので、次の総会までに皆さんの担当地区でもし買取りを希望される方がいらっしゃいましたら、事務局のほうまでご連絡いただきたいと思います。

場所は、1枚めくっていただいて、7ページになりますけれども、前に説明しているので簡単に説明させていただきますと、〇〇〇の南側、そして〇〇〇の西側です。区画整理の〇〇〇地区の〇〇〇のちょっと南側のご覧の〇〇〇を挟んだ2か所となります。右側の写真が、前回主たる従事者の証明をしたときはちょうどパイプハウスの解体中で写真が撮れなかったのですけれども、現況はご覧のようにパイプハウスも整理されて、このような状態になっております。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がございますか。

よろしいですか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 それでは、もし皆さんの担当地区で取得をご希望される方がいらっしゃいましたら、事務局までご報告をお願いします。

議案第18号の議事が終了しましたので、〇〇〇委員の着席をお願いいたします。

—— 〇〇番 〇〇〇委員 着席 ——

◎協議事項

○議長 協議事項1件目、生産緑地地区の都市計画の変更案についてですが、生産緑地地区に関する都市計画の変更につきましては、生産緑地法施行規則第1条の規定により、農業委員会の意見を聞くことができるとされているところです。

本日は、公園みどり課の職員の方がこちらにお越しになっておりますので、説明をお願いいたします。

○公園みどり課長 皆さん、こんにちは。公園みどり課の内海と申します。

日ごろより農業委員の皆様におかれましては、公園緑地行政の推進につきましてご理解、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、本年7月に生産緑地地区の追加指定に伴いまして本委員会に調査をお願いしましたところ、申出された土地が適正であるとのことご回答をいただいたところでございます。本日はこの追加指定箇所を含む生産緑地地区の都市計画の変更案を作成いたしましたので、生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき本委員会にご意見を伺うものでございます。

概要といたしまして、変更が2件、廃止が3件、追加が2件となっております。また、最後に特定生産緑地の指定の進捗状況についても併せてご報告させていただきます。

詳細については担当職員から説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○公園みどり課職員 計画係の中野と申します。

着座にて説明させていただきます。

それでは、生産緑地地区の都市計画の変更の説明をさせていただきます。

生産緑地地区に関する都市計画の変更については、生産緑地法施行規則第1条の規定により農業委員会の意見を聞くことができるとされております。

お手元の配付資料2をご覧ください。

こちらの通知が市長から農業委員会の会長様宛てに協議の依頼をしたもので、生産緑地地区に関する都市計画の変更（案）について、八潮市農業委員会様の意見を求めるものでございます。

資料を1ページめくってください。

右上が様式7となっている草加都市計画生産緑地地区の変更（八潮市決定）をご覧ください。

こちらは生産緑地地区の都市計画変更（案）となります。

今回の変更は、地区の変更、廃止、追加の3種類があります。

まず、初めに地区の変更です。

1、都市計画生産緑地地区中、八潮南部〇号生産緑地地区ほか1地区を次のように変更するとあります。

中段の表をご覧ください。表の左から、地区の名称、面積、備考となっております。変更となる地区は、表中、八潮南部〇号、南部〇号となります。

次に廃止です。2、都市計画生産緑地地区中、八潮〇号生産緑地地区ほか2地区を廃止するとされており、廃止となる地区は八潮〇号、〇号、〇号となります。

続きまして、追加です。3、都市計画生産緑地地区中八潮〇〇-〇号生産緑地地区ほか1地区を追加するとあります。中段の表をご覧ください。追加となる地区は、表中、八潮〇〇-〇号、〇〇-〇号の2地区となります。

今回は、地区の変更が2地区、廃止が3地区、追加が2地区の合計7地区でございます。

変更となる理由につきましては、仮換地の使用収益の開始に伴う区域の変更、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除、八潮市生産緑地地区追加指定基準に基づく農地の新たな指定などとなっております。

1ページめくっていただき、変更概要書をご覧ください。右上が様式-9となっております。

こちらの表は、左から地区の名称、変更の内容となっております、地区ごとに変更の内容が記載されております。

一番上の八潮南部〇号生産緑地地区をご覧ください。

右側の変更内容は、南部西一体型特定土地地区画整理事業の進捗に伴い、仮換地の使用収益が開始されたことにより面積及び区域が変更となっております。

このように地区ごとの変更内容、変更面積が記載されておりますので、ほかの地区についても、さらに1ページめくった変更概要図の説明と併せてご覧ください。

それでは、地区ごとの説明に移らせていただきます。

変更概要図1枚目の図面をご覧ください。

こちらには八潮南部〇号・南部〇号の生産緑地が掲載されております。

位置は、南部西一体型特定土地地区画整理事業地内にあり、〇〇〇の南側になります。南部〇号は、仮換地の使用収益開始に伴い、一部を南部〇号へ分割し、生産緑地地区の面積を約〇〇haから約〇〇haに変更するもので、区域が概要図右下の黄色で着色された変更前の区域から中央上部の赤色の枠で囲まれた区域に変更となります。

南部〇号は、南部〇号の仮換地の使用収益開始に伴う変更によってその一部を統合することから、区域が変更前の黄色の着色箇所から、変更後の赤枠へと変更になり、面積約〇〇haを追加し、約〇〇haから約〇〇haに変更するものです。

ページをめくっていただき、変更概要図2枚目、八潮〇号生産緑地地区をご覧ください。

こちらの位置は、〇〇〇の南側になります。

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、黄色着色箇所の面積約〇〇haを削除することにより、生産緑地地区の廃止とするものです。

1ページめくっていただき、変更概要図の3枚目、八潮〇号生産緑地地区をご覧ください。

こちらの位置は〇〇〇の北東側になります。八潮〇号と同様に、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、黄色着色箇所の面積、約〇〇haを削除することにより、生産緑地地区の廃止をするものです。

1 ページめくっていただき、変更概要図 4 枚目、八潮〇号生産緑地地区をご覧ください。

こちらの位置は、〇〇〇の南東側になります。先ほどと同じように生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、黄色着色箇所面積約〇〇h a を削除することにより、生産緑地地区の廃止をするものです。

1 ページめくっていただき、変更概要図 5 枚目、八潮〇〇-〇号・〇〇-〇号生産緑地地区をご覧ください。

こちらの位置は、〇〇〇の西側になります。八潮市生産緑地地区追加指定基準に基づく新たな追加で、中央の3か所をめがね印で結んだ箇所が〇〇-〇号、その上が〇〇-〇号となります。八潮市生産緑地地区追加指定基準に基づき、新たに地区を指定したため、〇〇-〇号は面積約〇〇h a を、〇〇-〇号は面積約〇〇h a を追加するものです。

1 ページめくっていただきまして、生産緑地地区の面積及びその推移をご覧ください。

こちらの表は、平成4年に生産緑地地区の都市計画の決定を行ってからこれまでの地区数及び面積の推移となっております。

現時点は、1 ページめくっていただき、表の下段の令和2年11月12日の欄をご覧ください。

地区数181地区、面積27.67h a となっております。今回の都市計画変更により地区数は180地区となっており、面積は0.27h a 減って、27.4h a となる予定です。

次に、添付してある参考資料につきましては、今回説明させていただきました地区の住所や所有者のリストになっているので後ほどご覧ください。

生産緑地地区の変更について説明は以上となります。

続きまして、一番最後につづっています特定生産緑地指定状況について報告いたします。

これまでの市の取組として、まず、手続等の経過ですが、平成30年度より法改正や生産緑地制度の周知を実施し、令和元年度開始の指定手続（第一期）につきましては既に手続を終えております。

令和3年度においては、指定手続（第二期）として、現在手続を進めているところでございます。第二期で手続をしているものについては、今年12月の告示を予定しております。

次に、指定状況と申請状況ですが、地区数や所有者数は地区によって、筆ごとに判断が異なる場合があることから重複が生じておりますので、面積のみ説明します。

対象生産緑地は17万265.88平米であり、今年9月現在の指定済み面積は11万7,587.59平米となっております。未指定の面積は5万2,678.29平米であり、このうち3万150.38平米が指定手続（第二期）に指定申請されています。残りの2万2,527.91平米の内訳は、表のとおりとなっております。

裏面に移っていただき、今後のスケジュールとなります。

11月の都市計画審議会で見聞聴取を行った後、問題等なければ、12月に特定生産緑地の指定告示を行います。

3月に、意向の有無にかかわらず、全ての未申請の方へ最終の指定案内を通知いたします。令和4年4月に指定手続（第三期）として、最終の受付を行う予定としております。

最後になりますが、平成4年度指定の生産緑地地区の特定生産緑地指定手続については、申出基準日となる令和4年12月10日までに、生産緑地法第10条の2第3項の規定による都市計画審議会における意見聴取などの手続を行う必要があることから、令和4年4月を最後の指定申請期間としております。

申出基準日を過ぎた後の特定生産緑地指定はできなくなるため、平成4年度指定の生産緑地地区の所有者で、指定意向がある旨の相談を受けた際には、令和4年4月末までに必ず申請を行うようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

なお、平成8年5月10日付の生産緑地地区については、令和6年度より指定申請手続を行っていく予定です。

以上となります。ありがとうございました。

○議長 ありがとうございました。

ただいま公園みどり課より生産緑地地区の都市計画の変更（案）の説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がありましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

○事務局 最後のスケジュールを見せていただいた中で、平成4年度に生産緑地制度が始まって、駆け込みで農家の方々が生産緑地に指定された方もいらっしゃると思うんですが、次の特定生産緑地の締切りが今のご説明だと令和4年4月末、あと1回ということですか。

○公園みどり課職員 そうです。

○事務局 あと1回あるということで、もう一度、農家の方々に改めて確認していただいて、まだ間に合うということで、どうしようか迷っている方は相談していただくようにいま一度お話をさせていただくことを確認させていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 よろしいですか。

それでは、今回の生産緑地地区の都市計画変更（案）につきましては、「支障なし」ということでお願いいたします。

公園みどり課の職員の皆さん、ありがとうございました。

○公園みどり課職員 ありがとうございます。

——— 公園みどり課職員 退室 ———

○議長 次に、協議事項の2件目です。

八潮市振興計画審議会委員の推薦につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料3と、その後の八潮市総合計画の概要版のパンフレットがあると思いますが、そちらをご覧ください。

こちらはどんな委員会かと言いますと、簡単にいいますと、八潮市総合計画の見直しを行うための審議会となります。

資料3が担当の企画経営課からの依頼文なので、ちょっとこの中を読んでまいります。

八潮市では、平成28年度に市の最上位計画である「第5次八潮市総合計画」を策定し、取組を推進しているところです。総合計画では、計画期間を平成28年度から令和7年度までの10年間としておりますが、基本計画については、社会経済状況の変化等に的確に対応していくため、令和2年度に点検し、令和3年度に必要な応じて中間見直しを行うこととされております。このことから、昨年度に基本計画の点検を行いましたところ、見直しの必要性が認められたため、今年度に見直しを行うことになりましたということです。

要は総合計画は10年間なんですけれども、今ちょうどその真ん中に当たりまして、ここで中間見直しを行うべきかどうかを令和2年度中に点検したところ、やはり中間見直しを行わなくてはということで振興計画審議会というものを開くことになりました。これにつきまして、日ごろ市行政の推進のために格別のご協力をいただいております農業委員会から、見直しについてのご意見等を伺ってまいりたいと考えておりますので、審議会委員といたしまして1名の推薦をお願い申し上げますということです。

ちなみに、こちらの審議会の期間は令和3年10月から2年間、開催回数は年間3回程度を予定しております。会議1回当たり2時間程度で、場所は八潮市役所の会議室等、報酬が1回当たり7,000円ということです。

なお、審議会の開催につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして書面で開催になる可能性もあるということです。

以上ですけれども、恐れ入りますが、1名の方を推薦いただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長 それでは、どなたか八潮市振興計画審議会委員をやってみたい、やってもいいという方がいらっしゃったらお願いしたいのですけれども。

○事務局 ちなみに、今回総会の文書を郵送するときに欠席される委員の方に対しましても、もし希望がある場合は事務局に報告をお願いしているところですが、今日現在きておりません。

○議長 分かりました。

どなたかいらっしゃいませんか。

○7番（福岡 達則委員） 八潮市の総合計画に関わることなので、検討事項もいろいろあると思うんです。そこで私の意見として、農業委員として経験の上から、小早川代理にどうかなど思いまして、ご推薦したいのですけれども、どうでしょうか。

—— 委員より賛成の声 ——

○議長 私にやれということですか。内容が市全般の多岐にわたるので、もしもいろいろ関心のある方がいらっしゃったらやっていただきたいのですが、いらっしゃらなければ、分かりました。では、私でお願いします。

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第7の転用等届出受理報告に移りたいと思います。

報告第1号 農地法第3条3第1項の規定による届出について1件、それから、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について4件、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について12件、報告第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出取消の件について1件ございます。

今月も会議時間短縮のため読み上げはなしにいたしますので、ご了承いただきたいと思えます。

今から数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後でご質問がございましたらお願いいたします。9ページから14ページになります。

—— 資料確認 ——

○議長 そろそろよろしいでしょうか。

転用等届出受理報告について、何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

○13番（鈴木 隆委員） 13番の鈴木です。

9ページの〇〇さんの件ですが、これは権利を取得した者ということなんですけれども、これは相続によって名義が変更になったということでしょうか。事務局にお尋ねします。

○事務局 こちら、〇〇さんは相続による取得になります。

○13番（鈴木 隆委員） これはうちの近所の件になりますが、売買したいということで聞かれてたので。

○事務局 今回の3条のお届けは相続によるということ。旧姓〇〇さんになります。

○13番（鈴木 隆委員） ○○さんのお母さんが持っていた土地ですね、分かりました。

○議長 よろしいですか。

○13番（鈴木 隆委員） はい。

○議長 ほかにございますか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 ないようでしたら、転用等届出受理報告は終わりにしたいと思います。

◎その他

○議長 続きまして、次第8のその他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が2件、報告事項が1件ございます。

初めに、依頼事項1件目、農地パトロールの実施について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料4をご覧ください。

農地パトロールについての依頼ですが、以前は毎年この時期に全員集合しまして、車何台かに便乗して、合同で農地パトロールをやっていたところなんですけれども、昨年引き続きコロナ禍で車に便乗しての合同パトロールというのはちょっと難しいと思われまして、今年も各個人でそれぞれの担当地区をパトロールしていく形でお願いしたいと思っております。

後のパトロール報告書と各担当地区の地図が配布されていると思っておりますけれども、そちらも併せてご覧ください。調査の概略を説明しますと、今回の調査対象としていただきたいのは主に遊休農地です。遊休農地というのは1年以上耕作されていなくて、なおかつ今後も耕作される見込みのない農地という定義付けがされておりますので、もし仮にたまたま所有者の方の体調が悪かったり、作付の合間とかで数か月放置されている程度で、耕作はちゃんとやるだろうと想定される場所は、そういうところは報告いただかなくて結構です。特に周りの農地に迷惑をかけているような農地がありましたら逃さずに報告していただきたいと思っております。

作業方法ですけれども、まず、配付させていただいた地図に黒丸の数字が入っている人がいます。ない方もいらっしゃいます。この黒丸は、去年指定して依頼文書とかを送付した対象の土地となりますので、もし黒丸がある場合は優先的にそこを確認していただいて、もし改善されていなければ、赤ペンを配布させていただきましたけれども、地図に赤ペンでその場所に「バツ」、続けて報告書にも去年指摘したところはあらかじめ地番等が打っておりますので、そちらのほうにも同様に「バツ」をつけてください。逆に解消されていれば、「丸

印」をお願いします。次に、新たな遊休農地が発見された場合は、まず、地図のほうに区画を赤ペンで四角く囲んでいきまして「バツ」と記入して、そこに通し番号の数字を入れてください。報告書にその数字を追加しまして、報告書に「バツ」と記入する形でお願いします。地番のほうは、住宅地図は小さくて分からないと思うので、分からなければ、報告書に地番は記入なさらなくて結構です。あとで地図に記された区画を事務局のほうで確認しまして、地番を調べさせていただきます。

調査の方法は大体以上なんですけれども、もし調査の際に、農業委員の腕章とか、あと用紙を固定するクリップボードというのですけれども、紙を挟む板とか必要な場合は、今日入り口を入ったところのテーブルに用意してありますので、帰りに持って行っていただいて結構です。その他としまして、何か不明なことがあれば事務局のほうに問合せいただければと思います。あとは十分安全に注意して、ゆっくりパトロールしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。それと提出期限なんですけれども、来月の総会の10月25日までをお願いいたします。総会のときでも結構ですし、パトロールを早く終えて市役所に寄るようなことがありましたら、そのときに持ってきていただいても結構です。よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

ただいま農地パトロールの説明がございましたが、何か質問はございますか。
よろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 それでは、皆さん、大変お忙しいところとは思いますが、くれぐれも安全にはご注意くださいまして、農地パトロールをお願いいたします。

次に、報告事項、令和4年度農地利用最適化の推進施策に関する意見書の送付について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料5のほうをご覧ください。

こちらは、今年度、埼玉県農業会議が県内の各農業委員会から提出された意見を取りまとめまして、農地利用最適化の推進施策に関する意見書としまして県知事に提出したものとなりますので、参考にご覧くださいというものになります。

ちょっと時間がかかりますので、内容のご説明は省かせていただきますけれども、中を見ると、新たな農業者のための農地の有効利用とか、新規就農者向け農業団地の整備とか、担い手等が利用しやすい営農環境の整備とか、良いことが書いてありますので、後でご覧いただいて、もしもっとほかにもこういうことを意見してほしいとか、そういうことがございましたら、来年の4月から6月にかけてまた同様の意見の募集がきますので、そのとき意見を寄せていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

次に、依頼事項2件目、農業経営及び農地利用状況に関する調査について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 9月21日、昨日までの回収率は81%となっております。新型コロナウイルス感染症対策で郵送での提出をお願いしてきましたが、まだ40数名の方が未提出となっております。担当地区内の未提出者の方の調査票を今日用意させていただきましたので、可能な範囲で結構ですので訪問していただきまして、インターホン越しですとか、感染予防に配慮した形で調査のほうにご協力いただければと思います。

中には調査用紙と記入例と、あと前回お送りしている案内文をまた写しということで、どういう調査なのかという説明の紙ですとか、返信用の封筒も入っておりますので、その場で記入できる範囲の記入をしていただいて、預かっていただいて、そこでまた返信用の封筒に入れてポストに投函していただいても結構ですし、農業委員さんが市役所のほうにお持ちいただくとか、よろしくお願ひしたいと思います。

今月いっぱいまでに配布等を可能な限りやっただければと思いますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございます。

ただいま調査票の回収依頼に関しまして説明がございましたが、何か質問がございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 なければ、最後になりますが、次回の日程について事務局より説明をお願いします。

○事務局 次回は、令和3年10月25日、月曜日になります。午後2時より、今日と同じ市役所第2会議室で開催します。出席人数につきましては、この先の状況を判断しまして開催通知の発送の際にお知らせいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より10月の農業委員会の総会のご案内がございました。

それでは、最後に、皆様から全体を通して何かございましたら、お願ひいたします。

では、事務局から。

○事務局 1点、報告させていただきたいのですけれども、総会の案内文書の資料の説明のところ載せさせていただいたのですけれども、先週9月17日に農地利用最適活動活性化研修会に8名の委員の方に参加していただく予定だったので、研修の開催方法が変わりまして、DVDによる研修が可能になったことからそちらの方法に切り替えさせていただきました。まだDVDは届いてないので、今回は8人の方ではなくて、全員に見ていただくと思っておりますので、届きましたら皆さんにお配りしますので、時間をみて

DVDの研修動画を拝見されるようよろしくお願いいたします。その際アンケートにもご協力いただきますよう併せてお願いいたします。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 特にないようでしたら、これにて議長の任を下りたいと思います。皆様のご協力をいただいて何とか最後の形ができました。ご協力ありがとうございました。

○事務局長 ありがとうございました。小早川代理におきましては、急遽議長をお願いさせていただきます。議事の進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様におかれましては慎重審議をいただきまして誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 これにて閉会といたします。皆様大変お疲れさまでした。

閉会 午後 3時15分